

人事院指令一四一一

各省各庁の長
各行政執行法人の長

平成三十年七月豪雨の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について

1 当分の間、各省各庁の長及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の長は、平成三十年七月豪雨により次の各号のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、公務の運営に支障のない範囲内において、勤務しないことを承認することができる。

一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

2 この指令は、平成三十年七月十七日から施行する。

平成三十年七月十七日

人事院総裁 一宮 なほみ